

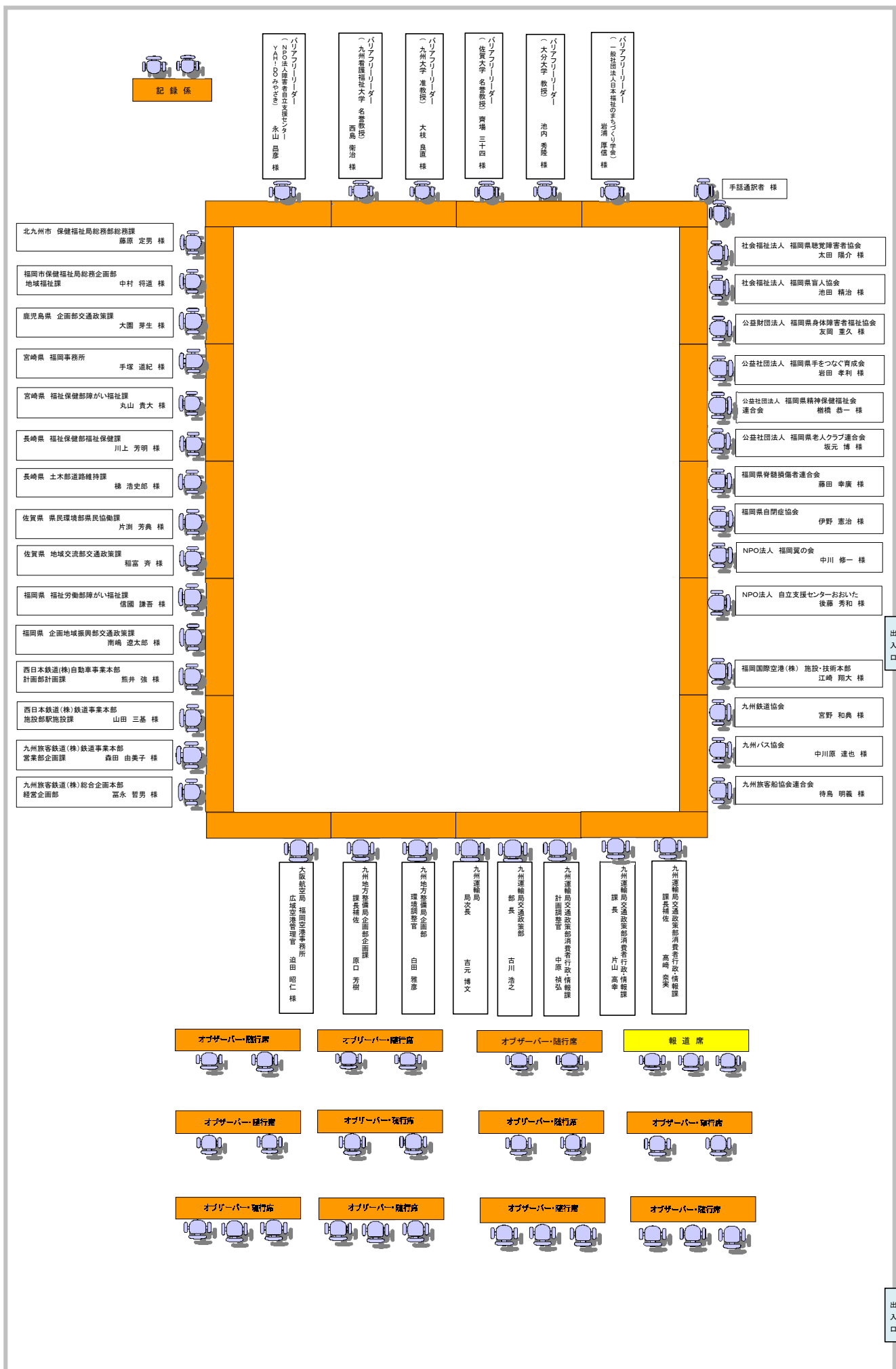
令和元年度「九州バリアフリー等連絡会議」
令和元年度「移動等円滑化評価会議九州分科会」

日時：令和元年7月29日（月）14:00～16:00
場所：JR 博多シティ 10 階大会議室

議事次第

1. 開会挨拶
2. 主催者挨拶
3. 議事
 - ① 移動等円滑化評価会議九州分科会の設置について
 - ② 九州運輸局、九州地方整備局の主な取組について
 - ③ 各団体におけるバリアフリー化の取組について
4. 意見交換
5. 閉 会

令和元年度「九州バリアフリー等連絡会議」「移動等円滑化評価会議九州分科会」



移動等円滑化評価会議の設置について

国土交通省総合政策局安心生活政策課

I. 会議設置

1. 設置の趣旨

移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）については、今般の改正バリアフリー法（第4条第1項、第52条の2）に以下のように位置づけされている。

- ① 評価会議は、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者、その他の関係者で構成し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価する。
- ② 国は、移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、評価会議その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める。

2. 構成員

以下の点に留意し、関係行政機関、当事者団体、地方公共団体、施設設置管理者、有識者等で構成。

- ・ 様々な障害種別の当事者の参画を得ることとする。
- ・ 当事者団体の数が施設設置管理者の数を上回ることとする。

3. その他

評価会議及び地域分科会は、国の責務として行う一方で、市町村等においては、マスタープランや基本構想の協議会（法第24条の4、第26条）等を活用し、移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価するよう努めることが必要（基本方針にもその旨を明記）。

Ⅱ. 第 1 回評価会議の概要

1. 議題

○移動等円滑化評価会議等の設置について

- ・ 移動等円滑化評価会議の設置（別紙 1）
- ・ 委員名簿（別紙 2）
- ・ 移動等円滑化評価会議 運営規則（別紙 3）
- ・ 分科会の設置（別紙 4）

○改正バリアフリー法について

○移動等円滑化の進展状況について

- ・ 基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況
- ・ 基本構想の作成状況
- ・ 建築物の委任条例の制定状況
- ・ ソフト施策の取組状況

○その他

- ・ 最近の主な取組等

2. 概要

事務局より資料を説明し、意見交換を行った。

地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、10 ブロックに「地域分科会」を設置することとされた。

また、様々な障害特性等に応じた課題を適切に把握するため、国土交通本省において各当事者団体その他の関係者との「特性に応じたテーマ別意見交換会」を開催することとなった。

以上

移動等円滑化評価会議の設置について

平成31年2月26日
国 土 交 通 省

1 組織

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第4条第1項及び第52条の2に基づき、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が定期的に、移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。
- (2) 評価会議に、移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 委員等の委嘱

委員及び臨時委員は、移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者のうちから、国土交通大臣が委嘱する。

3 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3) 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する把握評価が終了したときは、解任されるものとする。
- (4) 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

4 座長

- (1) 会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 分科会

- (1) 評価会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- (2) 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- (3) 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- (4) 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 庶務

評価会議の庶務は、国土交通省総合政策局安心生活政策課において総括し、及び処理する。

7 雑則

前各項に定めるもののほか、評価会議及の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が評価会議に諮って定める。

【参照条文】

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

＜国に関する規定＞

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 （略）

（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

＜市町村に関する規定＞

（協議会）

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3～6 （略）

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 基本構想を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3～6 （略）

○移動等円滑化の促進に関する基本方針（抄）

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

移動等円滑化評価会議 委員名簿

秋山 哲男	中央大学研究開発機構 教授
高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部 教授
新田 保次	大阪大学 名誉教授
佐藤 聡	認定非営利活動法人 DPI 日本会議 事務局長
藤井 克徳	認定特定非営利活動法人 日本障害者協議会 代表
宇佐美岩夫	社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 常務理事
今村 登	全国自立生活センター協議会 副代表
阿部 一彦	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 会長
伊藤 和男	社会福祉法人 日本盲人会連合 副会長
久松 三二	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 事務局長
小川 光彦	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事・ 情報文化部長
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 代表理事
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会 会長
三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 副理事長
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会 事務局長
原 等子	公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事
齊藤 秀樹	公益財団法人 全国老人クラブ連合会 常務理事
有田 芳子	主婦連合会 会長
松田 妙子	特定非営利活動法人 子育てひろば全国連絡協議会 理事
大日方邦子	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会 副会長
グリズデイル バリー ジョシュア	アゼリーグループ 社会福祉法人 江寿会 アゼリー江戸川ウェブ マスター / 「ACCESSIBLE JAPAN」運営者
藤倉 茂起	川崎市 副市長
米田光一郎	三沢市 副市長
阿部 真臣	東日本旅客鉄道株式会社 サービス品質改革部 次長
伊藤 勝明	東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部投資計画部 担当部長
加藤 勇樹	西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部 安全推進部 企画室長
滝澤 広明	一般社団法人 日本民営鉄道協会 運輸調整部長
船戸 裕司	公益社団法人 日本バス協会 常務理事
熊谷 敦夫	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 業務部長
佐藤 宏幸	一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会 専務理事
須田 弘次	一般社団法人 日本旅客船協会 常務理事
奥山 哲也	定期航空協会 事務局長
高柴 和積	一般社団法人 全国空港ビル事業者協会 常務理事
岩佐英美子	一般社団法人 日本ホテル協会 事務局長
岡本 光生	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 事務局次長

(敬称略、順不同)

移動等円滑化評価会議 運営規則

平成 31 年 2 月 26 日
移動等円滑化評価会議決定

（趣旨）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づく移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）の議事の手続きその他評価会議の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 評価会議は、座長が招集する。

2 座長は、評価会議を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、評価会議の委員及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。

（書面による議事）

第三条 座長は、やむを得ない事由により会議を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、会議の開催に代えることができる。

（議長）

第四条 座長は、議長として評価会議の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第五条 座長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、評価会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録等）

第六条 評価会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録を非公開とすることができる。

3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、評価会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が評価会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 2 月 26 日から施行する。

分科会の設置について

平成 31 年 2 月 26 日

移動等円滑化評価会議決定

1 地域分科会の設置

(1) 地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、以下の分科会を設置する。

- ・ 北海道分科会
- ・ 東北分科会
- ・ 関東分科会
- ・ 北陸信越分科会
- ・ 中部分科会
- ・ 近畿分科会
- ・ 中国分科会
- ・ 四国分科会
- ・ 九州分科会
- ・ 沖縄分科会

(2) 各地域分科会の庶務は、必要に応じて関係機関の協力を得て、各地域の地方運輸局交通政策部及び地方整備局企画部（北海道分科会においては北海道開発局開発監理部）において処理する。ただし、沖縄分科会の庶務は、内閣府沖縄総合事務局運輸部及び開発建設部において処理する。

(3) 各地域分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

移動等円滑化評価会議九州分科会の設置について

令和元年 7 月 29 日
九州運輸局交通政策部
九州地方整備局企画部

1. 組織

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づき国土交通省において設置された移動等円滑化評価会議の下に、九州における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、九州分科会（以下「分科会」という）を設置する。

2. 役割

分科会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 九州の移動等円滑化の進展状況の把握・評価
- 二 九州の事業者・施設設置管理者・自治体等による先進的な取組の情報共有等
- 三 その他必要な事項

3. 委員の構成

- （1）分科会に、分科会長を置き、委員の互選により選任する。
- （2）分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- （3）分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4. 委員の任期

- （1）委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- （2）委員は、再任されることができる。

5. 事務局

事務局は、九州運輸局交通政策部消費者行政・情報課及び九州地方整備局企画部企画課に設置する。

6. その他

前各項に定めるもののほか、分科会に関する事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

移動等円滑化評価会議 九州分科会 委員

バリアフリーリーダー	各県バリアフリーリーダー
施設設置管理者	九州旅客鉄道株式会社 西日本鉄道株式会社 九州鉄道協会 九州バス協会 九州乗用自動車協会 九州旅客船協会連合会 社団法人 日本ホテル協会九州支部 福岡国際空港株式会社
福祉・障害者団体	社会福祉法人 福岡県盲人協会 社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会 公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会 公益社団法人 福岡県精神保健福祉会連合会 公益社団法人 福岡県老人クラブ連合会 福岡県脊髄損傷者連合会 福岡県自閉症協会 NPO 法人福岡・翼の会（高次脳機能障がい者支援団体） NPO 法人 自立支援センターおおいた
行政	九州地方整備局 企画部 企画課長 九州運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長 大阪航空局 福岡空港事務所 広域空港管理者
	福岡県 バリアフリー施策担当課 佐賀県 バリアフリー施策担当課 長崎県 バリアフリー施策担当課 熊本県 バリアフリー施策担当課 大分県 バリアフリー施策担当課 宮崎県 バリアフリー施策担当課 鹿児島県 バリアフリー施策担当課 福岡市 バリアフリー施策担当課 北九州市 バリアフリー施策担当課 熊本市 バリアフリー施策担当課

移動等円滑化評価会議九州分科会運営規則（案）

令和元年 月 日
移動等円滑化評価会議九州分科会決定

（趣旨）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づく移動等円滑化評価会議九州分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 分科会は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、分科会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、分科会の委員に通知するものとする。

（書面による議事）

第三条 分科会長は、やむを得ない事由により会議を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、会議の開催に代えることができる。

（議長）

第四条 分科会長は、議長として分科会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第五条 分科会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録等）

第六条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録を非公開とすることができる。

3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和元年 月 日から施行する。

九州バリアフリー等連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 九州におけるバリアフリー施策の増進について、有識者、高齢者、障害者団体、施設設置管理者等の関係者と行政が協働して、バリアフリー化に向けた取り組みの現状や課題について、新たな施策や措置へと段階的・継続的な発展につなげるため、九州バリアフリー等連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

(議題)

第2条 ブロック連絡会議は、各号に掲げる事項について、意見交換等を行う。

- (1) バリアフリー施策の有効な実施方策に関すること。
- (2) バリアフリー施策の展開のあり方に関すること。
- (3) バリアフリー施策の推進の担い手となる人材の発掘及び育成に関すること。
- (4) バリアフリー表彰(局長表彰)推薦に関すること。
- (5) 公共交通の利便性の増進に関すること。
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3条 ブロック連絡会議は、別紙で掲げる者で構成する。

- 2 会議の座長は、事務局が選出し、構成員の承認をもって決定する。
- 3 座長は、第1条の目的を達成するため必要に応じて、ブロック連絡会議に助言者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 ブロック連絡会議は、原則として年1回開催するとともに、必要に応じ随時開催するものとする。

- 2 ブロック連絡会議に、県バリアフリー等地域連絡会議(以下「地域連絡会議」という。)を設置する。
- 3 地域連絡会議は、各地域におけるバリアフリー施策の推進に関する具体的な取り組みに係る情報交換、提案等を行う。

(事務局)

第5条 事務局は、九州運輸局交通政策部消費者行政・情報課、九州地方整備局企画部企画課に設置する。

- 2 庶務は、九州運輸局交通政策部消費者行政・情報課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ブロック連絡会議に関する事項は、ブロック連絡会議で協議して定める。

附則

この設置要綱は、平成23年3月7日から適用する。

別紙

九州バリアフリー等連絡会議 構成員

バリアフリーリーダー 各県バリアフリーリーダー

施設設置管理者
九州旅客鉄道株式会社
西日本鉄道株式会社
九州鉄道協会
九州バス協会
九州乗用自動車協会
九州旅客船協会連合会
社団法人 日本ホテル協会九州支部
福岡国際空港株式会社

福祉・障害者団体
身体障害者団体
視覚障害者団体
聴覚障害者団体
脊髄損傷者団体
精神障害者団体
手をつなぐ育成会
自閉症協会
老人クラブ連合会
社会福祉協議会
高次脳機能障がい者支援団体
自立支援センター

行政
九州地方整備局 企画部 企画課長
九州運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長
大阪航空局 福岡空港事務所 広域空港管理者

福岡県	バリアフリー施策担当課
佐賀県	バリアフリー施策担当課
長崎県	バリアフリー施策担当課
熊本県	バリアフリー施策担当課
大分県	バリアフリー施策担当課
宮崎県	バリアフリー施策担当課
鹿児島県	バリアフリー施策担当課
福岡市	バリアフリー施策担当課
北九州市	バリアフリー施策担当課
熊本市	バリアフリー施策担当課

【資料5】

九州運輸局管内における バリアフリーの現状と取組

令和元年7月29日

九州運輸局交通政策部
消費者行政・情報課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(改正後)の概要

※改正法は平成30年5月25日公布、平成30年11月1日施行(一部の規定は平成31年4月1日施行)

1. 基本理念

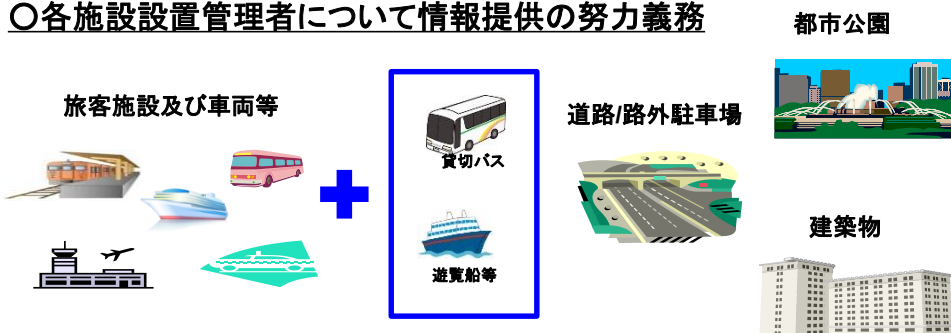
バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ・移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- ・新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

○貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加

○各施設設置管理者について情報提供の努力義務



○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容(「判断の基準」)を国交大臣が新たに作成
- 事業者が、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設 ※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制 等

4. 心のバリアフリーの推進、当事者による評価 等

† バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

† 「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、

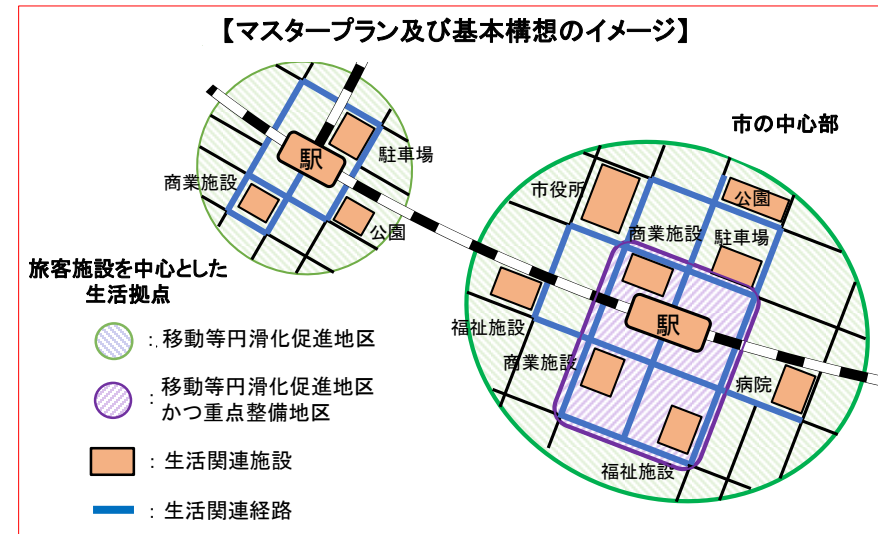
† 国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記)

3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

○市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度を創設

○基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化



○駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

○国が、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、

定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務 1

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想 作成に関するガイドライン

平成 31 年 3 月

国土交通省 総合政策局

安心生活政策課

第2章 ガイドラインの概要

2-1 ガイドラインの目的と位置づけ

■ガイドラインの目的

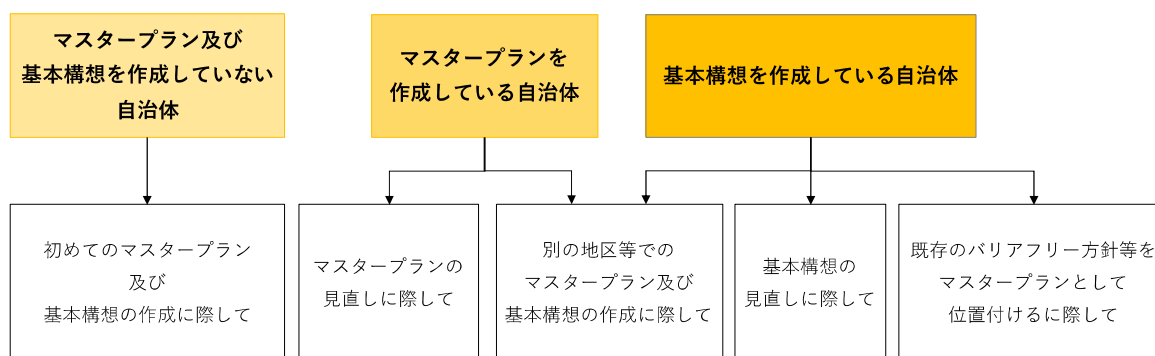
平成 29 年度末現在、基本構想（旧交通バリアフリー法に基づく基本構想を含む）は、296 の市町村で作成されています。

しかし、全国市町村数（1741 市区町村、平成 29 年度末現在）に占める割合は依然として低く、今後も積極的にバリアフリーの計画の作成を推進していく必要があります。このため、マスタープラン及び基本構想の作成を推進していく必要があります。

また、作成済みの基本構想のうち、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想を含めて、作成されてから見直しが行われていないものも多く、現在の実態に合わせた基本構想の見直しや、その前段としてマスタープランを作成することが求められます。

さらに、作成済みの基本構想において、マスタープラン制度に類似するバリアフリー方針の作成や促進地区の設定等に市町村が独自に取り組んだ事例も多くあり、改正バリアフリー法に規定されたマスタープラン制度として位置づけることによって、届出制度等の新たな制度の活用が可能となります。

本ガイドラインは、自治体における基本構想の有無に応じて、以下の場面における活用を目的としています。



■ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、バリアフリー法第 24 条の 2 に基づき市町村が作成するマスタープラン及びバリアフリー法第 25 条に基づき市町村が作成する基本構想について、関係事業者との調整や住民参加による検討を含む各種作業を円滑に進めるための体制、マスタープラン及び基本構想で明確に記述すべき事項、その他留意点等を示したものです。

なお、**本ガイドラインは、マスタープラン及び基本構想の作成・見直しにあたり活用することを想定**しているものであり、旅客施設、車両、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の移動等円滑化基準の技術的な基準に係る具体的な解説は行っていません。移動等円滑化基準の解説に関しては、各基準及びガイドラインを参照してください。

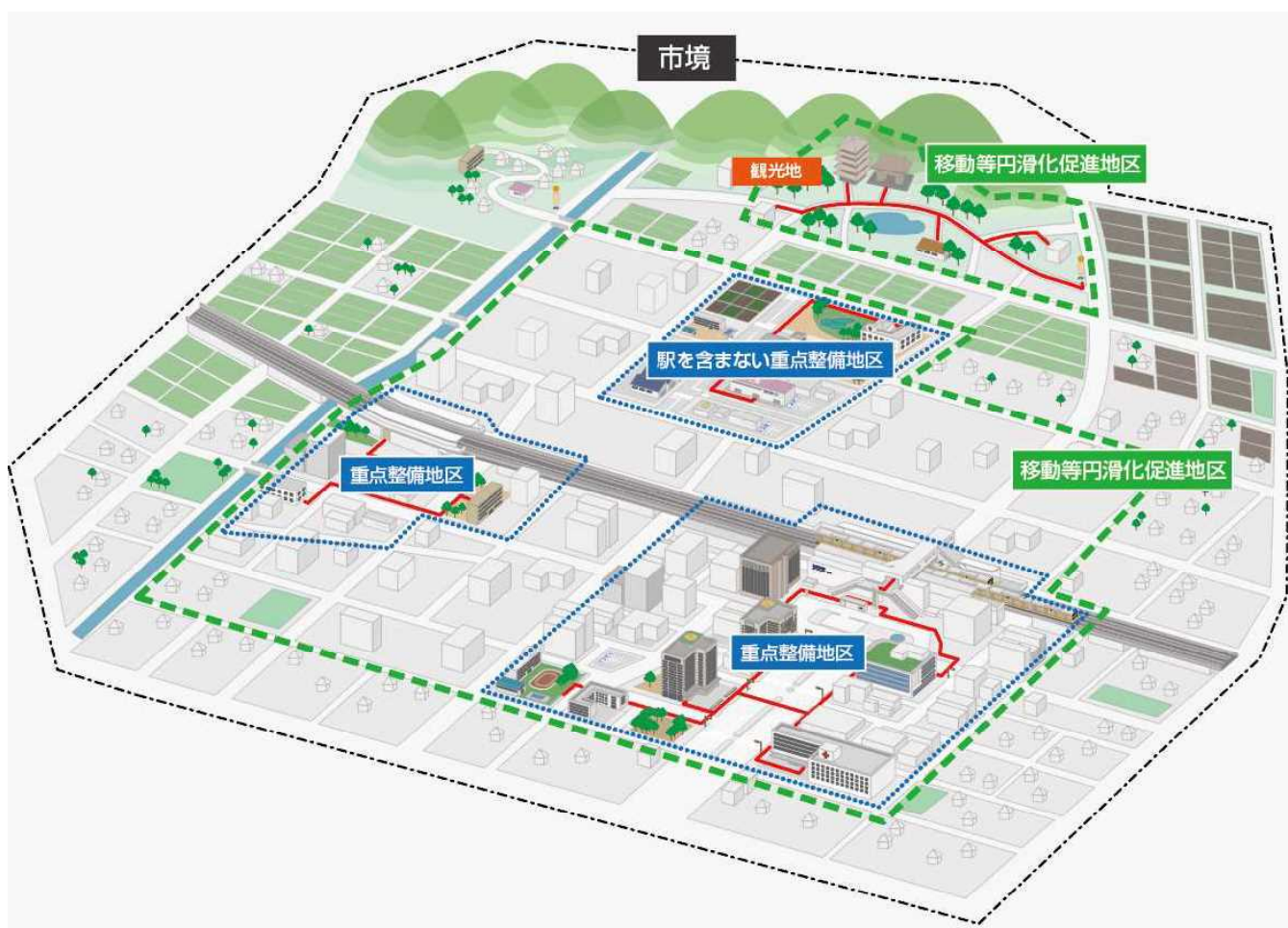
第1章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び バリアフリー基本構想とは

1-1 マスタープランの概要

バリアフリー法では、高齢者、障害者等の、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。

本法律で想定された**移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）**は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、**面的・一体的なバリアフリー化の方針**を市町村が示すもので、広く**バリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）**の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。

なお、マスタープランにおいては、市域全体のバリアフリーに関する方針についても明確にした上で、当該方針を踏まえた移動等円滑化促進地区を設定することが望ましいです。

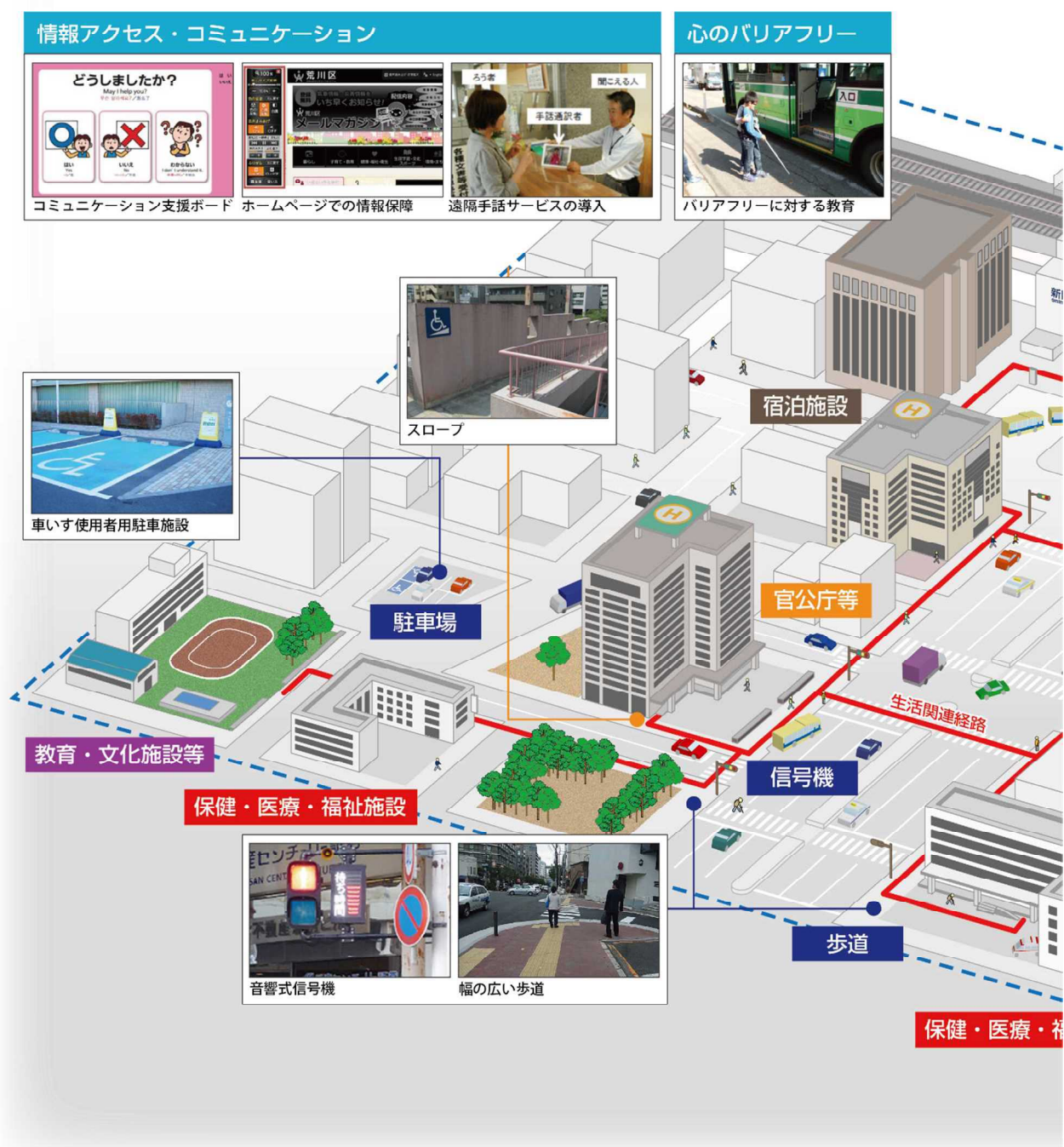


＜マスタープラン・基本構想のイメージ図＞

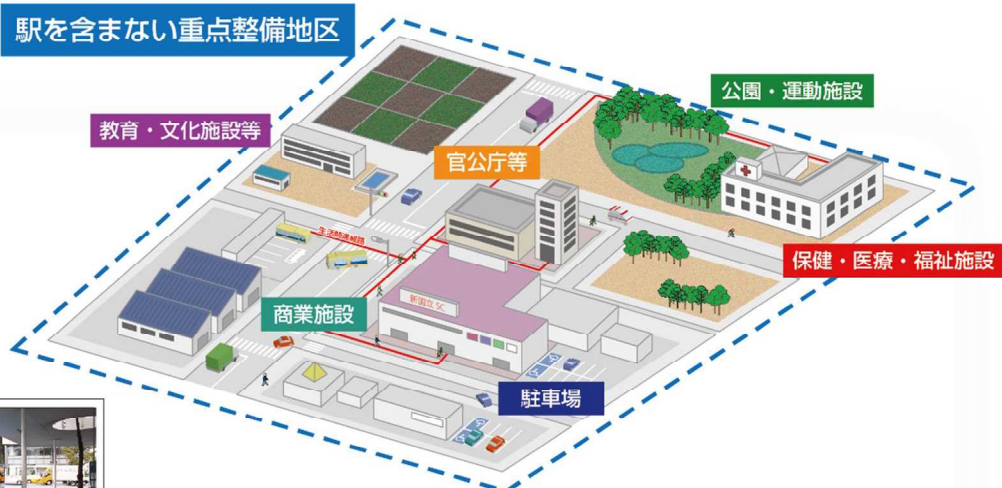
-  マスタープランにより定められた移動等円滑化促進地区
-  生活関連経路

1-3 基本構想の概要

本法律で想定された基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、**公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもの**で、重点整備地区において「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



駅を含まない重点整備地区



案内表示

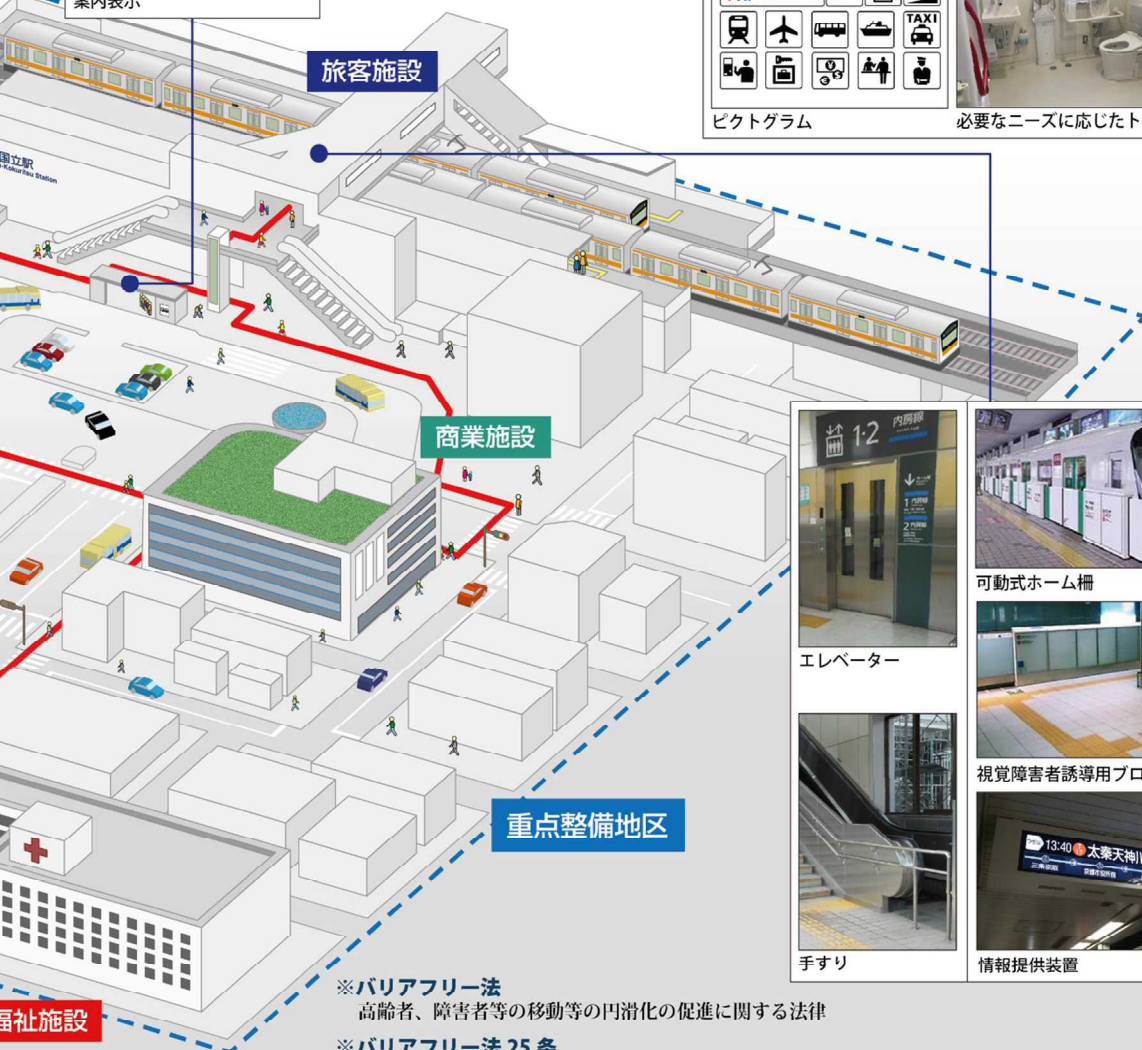


ピクトグラム



必要なニーズに応じたトイレ

旅客施設



商業施設

重点整備地区



エレベーター



可動式ホーム柵



視覚障害者誘導用ブロック



手すり



情報提供装置

※バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※バリアフリー法 25 条

市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができる

3-3 協議会の設置・運営

バリアフリー法第 24 条の 4 及び第 26 条に規定される協議会は、市町村、関係事業者及び利用者間の協議・調整や合意形成の円滑化・効率化が期待できるため、基本的には設置することが望めます。また、マスタープラン作成後の移動等円滑化に関する措置の実施の評価や基本構想作成後の特定事業の実施や進行管理のためにも、協議会の存続が有用です。



Point

- ☞ 協議会の構成員は、年齢、性別、障害種別等に偏りがないよう選出することが重要です。
- ☞ 障害当事者団体や地域の実情をよく知る当事者を選出することも重要です。

■ 協議会の構成員

マスタープラン作成協議会又は基本構想作成協議会の構成員としては、以下が挙げられます。

- マスタープラン又は基本構想を作成しようとする市町村
 - ⇒ 庁内検討組織に出席している各部局担当者
- 施設設置管理者、公安委員会、特定事業等の実施主体等
 - ⇒ 公共交通事業者（鉄道、バス、タクシー等）、道路・公園管理者（国、都道府県等）、路外駐車場管理者等、建築主等の施設設置管理者、公安委員会等※
 - ※ 市町村から協議会への参加を求める通知をもらい受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議会に参加しなければなりません（法第 26 条）
- 高齢者・障害者等（利用者代表）
 - ⇒ 高齢者、障害者等については、可能な限り幅広く協議会への参加を求めることが重要です
 - ⇒ 具体的には、**肢体不自由者、視覚障害者、聴覚・言語障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、内部障害者、妊産婦（妊産婦・乳幼児連れ、ベビーカー利用者）等**に参加を求めることが考えられます
 - ⇒ 障害当事者の中には、バリアフリーに関する専門的な知見を有する方だけでなく他の障害についても一定の知見を有する方もいるので、どのような方に参加を求めるかは、当事者団体や有識者と相談することが考えられます
- 有識者
 - ⇒ バリアフリーに関する専門的な知見を有する大学の教授等学識経験者に参加を求めることが考えられます

● その他

- ⇒ 住民提案を受けた際は、提案者を協議会の構成員とすることが望ましいと言えます
- ⇒ 地元の理解を深め、協力を得るといった観点から、地元町内会、自治会、商店街等の代表者の参加を求めることも考えられます

マスタープラン作成協議会又は基本構想作成協議会の構成員例

構成員	所属等
有識者	大学・研究機関の学識経験者 等
利用者代表	各障害者団体（肢体障害者団体、視覚障害者団体、聴覚障害者団体、知的障害者団体、発達障害者団体、精神障害者団体、障害児団体）、高齢者団体、婦人団体、NPO 団体、PTA、子育て関係団体、公募市民 等
交通事業者	鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者 等
商業施設・自治会	地元商店街、地元商工会、地元自治会 等
行政関係者	国土交通省地方整備局・地方運輸局、都道府県庁担当部署、警察関係者、庁内検討組織メンバー（P. 21 参照） 等
施設設置管理者	道路管理者、公園管理者、路外駐車場管理者、建築主 等
その他	（必要に応じて）観光協会、国際交流協会 等

協議会構成員に求められる役割

- マスタープラン又は基本構想を作成しようとする市町村
 - ⇒ 当該自治体の基礎データの提供や協議会運営のための準備等
- 施設設置管理者や公安委員会、特定事業等の実施主体等
 - ⇒ 施設管理者等の視点での、高齢者や障害者等の利用実態や必要な対策に関する情報提供
- 高齢者、障害者等
 - ⇒ 当事者の視点での課題（バリア箇所等）や必要な対策に関する発言、情報提供
- 有識者
 - ⇒ 第三者的な立場で協議会の長として総括
- その他（住民代表等）
 - ⇒ 客観的なデータのみでは分からない、地元の実態に関する情報の提供

【協議会を設置しましょう】

協議会は法律上の設置が義務付けられているものではありませんが、多様な関係者の参画のもとで協議の透明性を高めながら、より効率的に協議・調整を進めるためにも、特段の事情がない限りは、協議会を設置することが望ましいといえます。

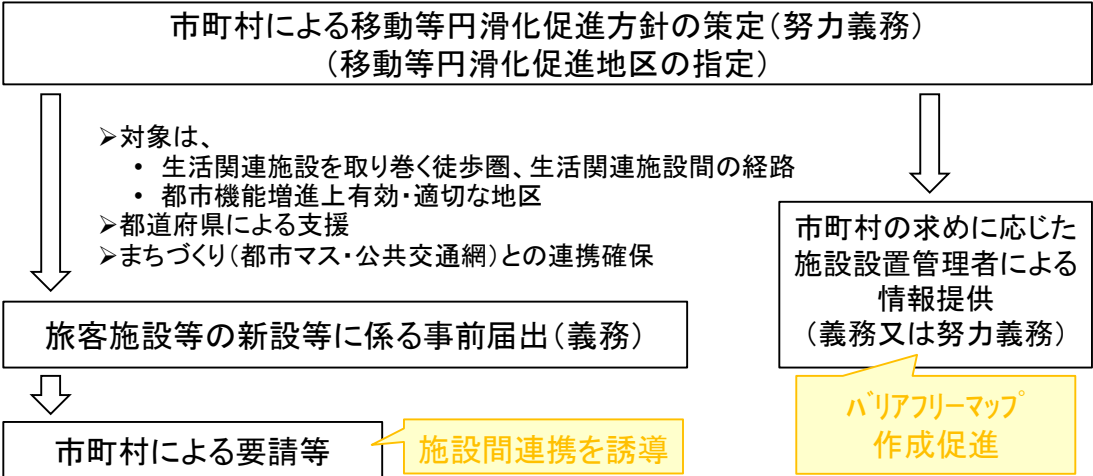
地域公共交通調査等事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、移動等円滑化促進方針の策定に要する経費を支援。

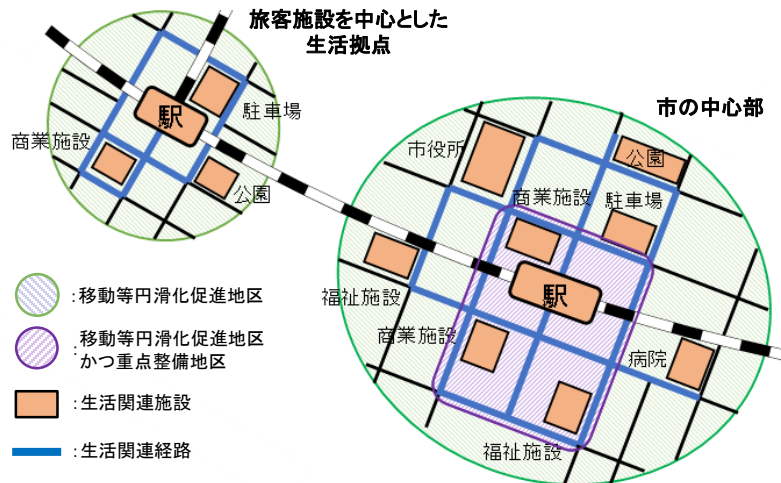
地域公共交通バリアフリー化調査事業

- 補助対象者：バリアフリー法第24条の4第1項に規定する協議会の構成員である市町村
- 補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に必要な経費
 - ・協議会開催等の事務費
 - ・住民・利用者アンケートの実施費用
 - ・短期間の実証調査のための費用
 - ・地域のデータの収集・分析の費用
 - ・専門家の招聘費用
 - 等
- 補助率：1／2(上限500万円)

<<移動等円滑化方針制度の概要>>



移動等円滑化促進方針及び基本構想のイメージ



1日あたりの平均利用者数が3000人以上の駅等旅客施設が所在する市町村

1日あたりの平均利用者数が3000人以上の旅客施設を所在する市町村

(資料:移動等円滑化実績等報告書 平成30年3月31日現在)

市町村		旅客施設数					市町村		旅客施設数				
		鉄軌道駅	バス(夕)	港(夕)	空港(夕)	小計			鉄軌道駅	バス(夕)	港(夕)	空港(夕)	小計
福岡県	福岡市	63	3	1	2	158	佐賀県	佐賀市	1				7
	北九州市	30	3		1			唐津市	1				
	大牟田市	3						鳥栖市	2				
	久留米市	4	1					武雄市	1				
	直方市	1						神埼市	1				
	飯塚市	1	1					基山町	1				
	柳川市	1					長崎県	長崎市	13	3			25
	筑後市	1						佐世保市	3	1			
	行橋市	1						諫早市	2				
	豊前市	1						大村市	1			1	
	中間市	1					長与町	1					
	小都市	2					熊本県	熊本市	13	1			21
	筑紫野市	7						八代市	2				
	春日市	3						玉名市	1				
	大野城市	4						宇土市	1				
	宗像市	3						宇城市	1				
	太宰府市	3						大津町	1				
	古賀市	2						益城町				1	
	福津市	2					大分県	大分市	5				10
	糸島市	2						別府市	3				
	宇美町	1						中津市	1				
	篠栗町	1						国東市				1	
	新宮町	1					宮崎県	宮崎市	2			1	3
	粕屋町	2					鹿児島県	鹿児島市	11	1	3		21
	水巻町	1						薩摩川内市	1				
	岡垣町	1						日置市	1				
	遠賀町	1						霧島市	2			1	
	桂川町	1						垂水市			1		
	苅田町	2						姶良市	2				
小計		146	8	1	3	158	小計		74	6	4	5	89
※ は基本構想作成済み市町村							合計	58市町村	220	14	5	8	247

●バリアフリープロモートの実施

市町村が、「バリアフリー法」に基づき作成する、基本構想の策定促進のため、将来的に基本構想作成予定あり（時期未定）の市町村に対し策定に向けたプロモート活動を実施しています。

【活動状況】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
●福岡県粕屋町	●福岡県糸島市	●福岡県荻田町	●福岡県豊前市	●福岡県田川市
●佐賀県嬉野市	●長崎県佐世保市	●佐賀県神埼市	●鹿児島県いちき串木野市	●福岡県飯塚市
	●福岡県北九州市	●宮崎県日向市	●鹿児島県日置市	●佐賀県嬉野市
	●福岡県大野城市	●宮崎県高鍋町	●鹿児島県垂水市	●大分県大分市
	●福岡県小郡市	●宮崎県日南市	●大分県豊後大野市	●大分県別府市
	●鹿児島県霧島市		●大分県臼杵市	●大分県中津市
			●大分県佐伯市	
			●大分県津久見市	
			●佐賀県吉野ヶ里町	
			●佐賀県多久市	
			●長崎県松浦市	

【プロモードの結果】

- ・プロモートにより「基本構想」の概要等が理解できた。
- ・新しい総合計画を策定しているので基本構想も含め検討したい。
- ・基本構想を庁舎内で横展開し周知したいが、庁舎内の調整が難しい。
など

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

交通事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるようにする等の充実を図る。

カテゴリ1: 基本理念の理解

①職場のバリアから考える接遇の心構え
「職場」のバリアを理解し「障害の社会モデル」の考え方について実際の接遇の場面を通して理解します。

②法令や社会的背景から学ぶ「心のバリアフリー」の基本
障害に関する法令や障害の社会モデルの考え方などを理解します。

カテゴリ2: 障害理解と接遇技術の基本

③障害の特性と基本の接遇方法
高齢者、障害者等の特性と移動の際の困りごとを理解し、コミュニケーションの重要性を学びます。併せて、接遇介助の基本について学びます。

「基本的に必要な研修項目(モデルプログラム)」	
※可能な限り、全社員に実施	
カテゴリ1: 基本理念の理解 (目標: 障害当事者参画により、社会モデルの理解、差別を行わない、コミュニケーション力を養う)	
全社員 研修-1 座学/対話	①職場のバリアから考える接遇の心構え(座学/0-1対話/対話) 1時間 ●バリアはどこに?(対話) ●実際の場面で考える(0-1対話) ●多様な障害への対応の必要性(理念と社会的背景の理解)
特に管理職 研修プログラム	②法令や社会的背景から学ぶ「心のバリアフリー」の基本(座学/対話) 30分 ●障害をとりまく法令制定の流れ ●障害の社会モデルとは? ●「心のバリアフリーの理念」の理解
カテゴリ2: 障害理解と接遇技術の基本 (目標: 多様な障害への対応、接遇対応の技術の習得)	
特に現場社員、管理職 研修プログラム	③障害の特性と基本の接遇方法(座学/自主学習) 1.5時間 ●障害の多様性の理解と声かけの必要性 ●障害の特性と基本の接遇方法(障害別)
特に現場社員、管理職 研修-1 座学/対話	④接遇ガイドラインに基づく接遇方法(座学/自主学習) 1時間 ●対応の際の配慮点 ●基本の接遇方法(障害別)
特に現場社員 研修-1 座学/対話	⑤接遇方法の実技実習(障害当事者参画) 1.5時間 ●介助技術の実習(車椅子の介助、視覚障害者の誘導等)
特に現場社員、管理職 研修プログラム	⑥障害の疑似体験(障害当事者参画) 1.5時間 ●障害の疑似体験を通じてどのようなサポートが必要か気づく

④接遇ガイドラインに基づく接遇方法

各交通モードの場面別に接遇ガイドラインに基づく接遇方法について学びます。

⑤接遇方法の実技実習

具体的な接遇技術を実技演習によって習得します。

⑥障害の疑似体験

当事者の困りごとを疑似体験することにより、どのようなサポートが必要かについて気づきを得ます。

※効果的な障害者参画を図るため
障害当事者講師の紹介窓口、研修実施団体/企業リストを掲載

※自主学習にも使える副教材も付録として掲載

基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2017年度末)

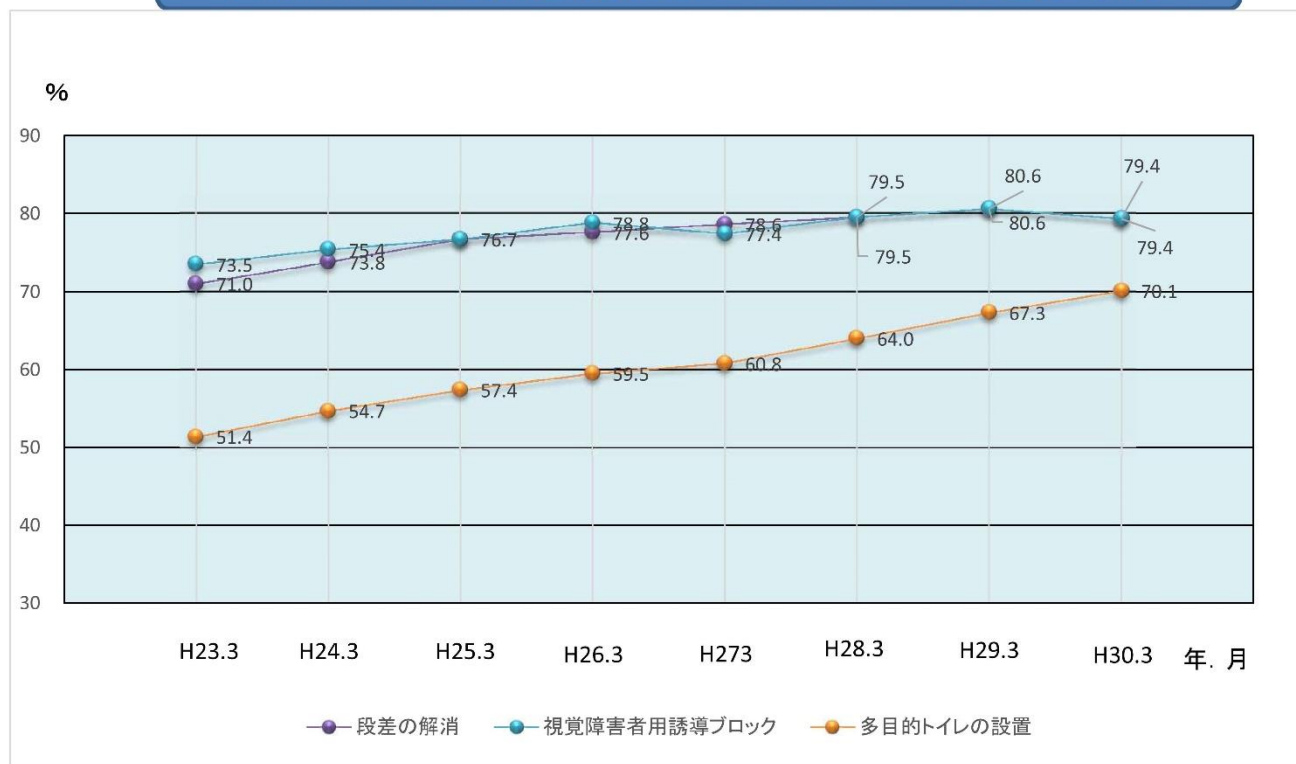
バリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標達成に向け、移動等円滑化を推進。(※赤字部分は2019年4月より新たに追加予定)

			2017年度末 (現状)	2020年度末までの目標(平成32年度末)
鉄軌道	鉄軌道駅※1		89%	○3,000人以上を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
		ホームドア・可動式ホーム柵	73路線 725駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 ※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う
	鉄軌道車両		71%	約70%
バス	バスターミナル※1		94%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス 車両	ノンステップバス	56%	約70%(対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	6%	約25%(リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
	貸切バス車両		1,699台	約2,100台
船舶	旅客船ターミナル※1		100%	○3,000人以上を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)		44%	○約50% ○5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル※1		89%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機		98%	原則100%
タクシー	福祉タクシー車両		20,113台	約44,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		89%	原則100%
都市公園	移動等円滑化園路		51%※2	約60%
	駐車場		47%※2	約60%
	便所		35%※2	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場		63%	約70%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物のストック		59%	約60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	原則100%

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 2016年度末の数値

九州における旅客施設のバリアフリー化進捗状況



年. 月	H23. 3	H24. 3	H25. 3	H26. 3	H27. 3	H28. 3	H29. 3	H30. 3
段差の解消	71.0	73.8	76.7	77.6	78.6	79.5	80.6	79.4
視覚障害者用誘導ブロック	73.5	75.4	76.7	78.8	77.4	79.5	80.6	79.4
多目的トイレの設置	51.4	54.7	57.4	59.5	60.8	64.0	67.3	70.1

九州運輸局管内県別 バリアフリー情報

旅客施設 (平成30年3月31日現在)

☆ 鉄軌道駅のバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人/日 以上の 施設数	段差の解消 (駅数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (駅数)	割合 (%)	トイレ設置 (駅数)	障害者用 トイレの 設置 (駅数)	割合 (%)
福岡県	146	136	93.2%	125	85.6%	139	93	66.9%
佐賀県	7	7	100.0%	5	71.4%	6	5	83.3%
長崎県	20	9	45.0%	13	65.0%	9	8	88.9%
熊本県	19	13	68.4%	14	73.7%	12	8	66.7%
大分県	9	5	55.6%	5	55.6%	8	4	50.0%
宮崎県	2	2	100.0%	2	100.0%	2	1	50.0%
鹿児島県	17	8	47.1%	6	35.3%	10	5	50.0%
九州	220	180	81.8%	170	77.3%	186	124	66.7%
全国	3,575	3,192	89.3%	3,372	94.3%	3,340	2,846	85.2%

☆ 旅客船ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人/日 以上の 施設数	段差の解消 (駅数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (駅数)	割合 (%)	トイレ設置 (駅数)	障害者用 トイレの 設置 (駅数)	割合 (%)
福岡県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	—	—	—	—	—	—	—	—
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	4	4	100.0%	4	100.0%	4	4	100.0%
九州	5	5	100.0%	5	100.0%	5	5	100.0%
全国	15	15	100.0%	11	73.3%	13	12	92.3%

☆ バスターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人/日 以上の 施設数	段差の解消 (駅数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (駅数)	割合 (%)	トイレ設置 (駅数)	障害者用 トイレの 設置 (駅数)	割合 (%)
福岡県	8	8	100.0%	7	87.5%	8	6	75.0%
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	4	3	75.0%	4	100.0%	4	4	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
九州	14	13	92.9%	13	92.9%	14	12	85.7%
全国	47	44	93.6%	43	91.5%	40	29	72.5%

☆ 航空旅客ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人/日 以上の 施設数	段差の解消 (駅数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (駅数)	割合 (%)	トイレ設置 (駅数)	障害者用 トイレの 設置 (駅数)	割合 (%)
福岡県	3	3	100.0%	3	100.0%	3	3	100.0%
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
大分県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
宮崎県	1	0	0.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
鹿児島県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
九州	8	7	87.5%	8	100.0%	8	8	100.0%
全国	37	33	89.2%	37	100.0%	37	36	97.3%

九州運輸局管内県別 バリアフリー情報

車両等 (平成30年3月31日現在)

☆ 鉄軌道車両

都道府県	車両の総数	移動円滑化 基準適合車両	割合(%)
福岡県	2,215	976	44.1%
佐賀県	—	—	—
長崎県	112	26	23.2%
熊本県	99	40	40.4%
大分県	2	2	100.0%
宮崎県	—	—	—
鹿児島県	55	2	3.6%
九州	2,483	1,046	42.1%
全国	52,567	37,460	71.3%

☆ 旅客船

都道府県	船舶の総数	移動円滑化 基準適合車両	割合(%)
福岡県	31	20	64.5%
佐賀県	7	4	57.1%
長崎県	61	28	45.9%
熊本県	9	2	22.2%
大分県	14	6	42.9%
宮崎県	4	0	0.0%
鹿児島県	22	12	54.5%
山口県	17	3	17.6%
九州	165	75	45.5%
全国	660	289	43.8%

※九州運輸局は山口県の下関海事事務所を管轄に含むため、運輸局データを県別に細分化するという作業においては、山口県を九州の地域として追加している。

☆ バス車両

都道府県	車両の総数 (A)	対象車両数 (B)	低床バス		ノンステップバス	
			移動円滑化基準適合数 (C)	割合(%) (C)／(A)	移動円滑化基準適合数 (D)	割合(%) (D)／(B)
福岡県	2,847	2,167	2,072	72.8%	641	29.6%
佐賀県	382	228	185	48.4%	95	41.7%
長崎県	1,536	1,218	680	44.3%	336	27.6%
熊本県	1,021	686	426	41.7%	280	40.8%
大分県	682	418	208	30.5%	75	17.9%
宮崎県	450	361	147	32.7%	83	23.0%
鹿児島県	1,297	461	288	22.2%	176	38.2%
九州	8,215	5,539	4,006	48.8%	1,686	30.4%
全国	60,324	46,132	39,875	66.1%	26,002	56.4%

☆ 福祉タクシー

都道府県	移動円滑化 基準適合車両
福岡県	587
佐賀県	80
長崎県	237
熊本県	286
大分県	240
宮崎県	163
鹿児島県	221
九州	1,814
全国	20,113

※「対象車両数」は、乗合バス総車両数から移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を除いた数とする。

九州運輸局におけるバリアフリーへの取組

心のバリアフリー施策の推進（バリアフリー教室の開催）

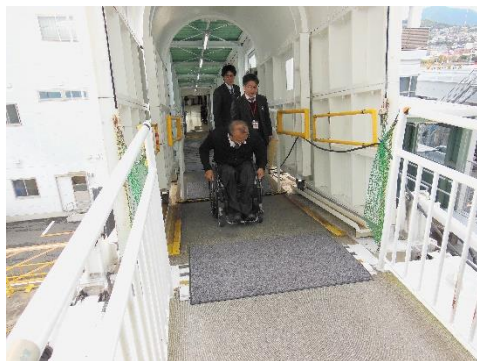
高齢者や障害者等の介助体験、疑似体験等を通じて、バリアフリーについて理解を深めると共にボランティアに関する意識を高め「心のバリアフリー」社会の実現を目指します。

「バリアフリー教室」開催状況

通算回数	年度内回数	開催年月日	開催場所	参加者等
119	1	平成30年 9月11日	砂取小学校（熊本市）	小学4年生78名
120	2	平成30年10月10日	内野小学校（福岡市）	小学4年生55名
121	3	平成30年10月11日	山ノ内小学校（熊本市）	小学4年生111名
122	4	平成30年11月13日	香椎小学校（福岡市）	小学4年生106名
123	5	平成30年11月22日	大分港（大分市）	旅客航路事業者船員及び運航担当38名
124	6	平成30年11月27日	西陵小学校（福岡市）	小学4年生35名
125	7	平成30年11月28日	脇山小学校（福岡市）	小学4年生17名
126	8	平成30年12月 5日	金山小学校（福岡市）	小学4年生51名

平成30年度 バリアフリー教室の取組

- ・障がい者への理解をより深めるため、障がい者の方々にバリアフリー教室へ参加してもらう（疑似体験講師、講話、ディスカッション）。
- ・報道機関への事前公表をすることで、取材の機会を得てニュースに取り上げられることで取組内容を広く周知。
- ・小学校を訪問し、学年主任等担当先生に九州運輸局が行っているバリアフリー教室の概要説明により開催促進活動を行った。



（船中での車いす体験）



（バスを利用しての体験）



（盲導犬の訓練）

交通バリアフリー講習会（平成30年11月22日実施）

フェリー乗組員を対象に、高齢者、障がい者の疑似体験・介助体験等を通して、バリアフリーについて理解を深めるとともに、自然に声をかけてサポートできる「心のバリアフリー」を目指して、バリアフリー講習会を開催しました。

講習会では、高齢者疑似体験・車いす体験及び介助体験を行い、体験を通じて高齢者や障がい者の立場になって考えると同時に、そのサポートの仕方や注意点を学びました。

また、外部講師によるバリアフリー制度や接客の際の心構えについての講話、障がい者当事者を交えてのディスカッション形式の座学を通して、高齢者や障がい者の方の気持ちに寄り添った介助、接遇方法を学び、バリアフリーを身近に感じてもらうことを目的とし、今後も九州各地で開催する予定です。

○講習会に参加しての感想

- ・船や住環境のバリアフリーも大切だが、心のバリアフリーがもっと大切だということを学んだ。
- ・車いすのお客様がよく乗船されるが、こんなに不便な思いをされてるとは思わなかった。
- ・利用される方とのコミュニケーションが大切だと思った。
- ・実際に体験したり、話を聞いて気づくことが多かった。

○ 今後の交通バリアフリー講習会予定 (R元年6月末現在)

- ・8月 鹿児島:バス運転手を対象とした交通バリアフリー講習会
- ・9月 大分:旅客船従事者を対象とした交通バリアフリー講習会



（船中での車いす体験）



（高齢者疑似体験）



（講話及びディスカッション）

九州地方整備局のバリアフリーの取り組み

令和元年7月29日(月)
国土交通省 九州地方整備局

国道10号の歩道整備(北九州国道事務所)

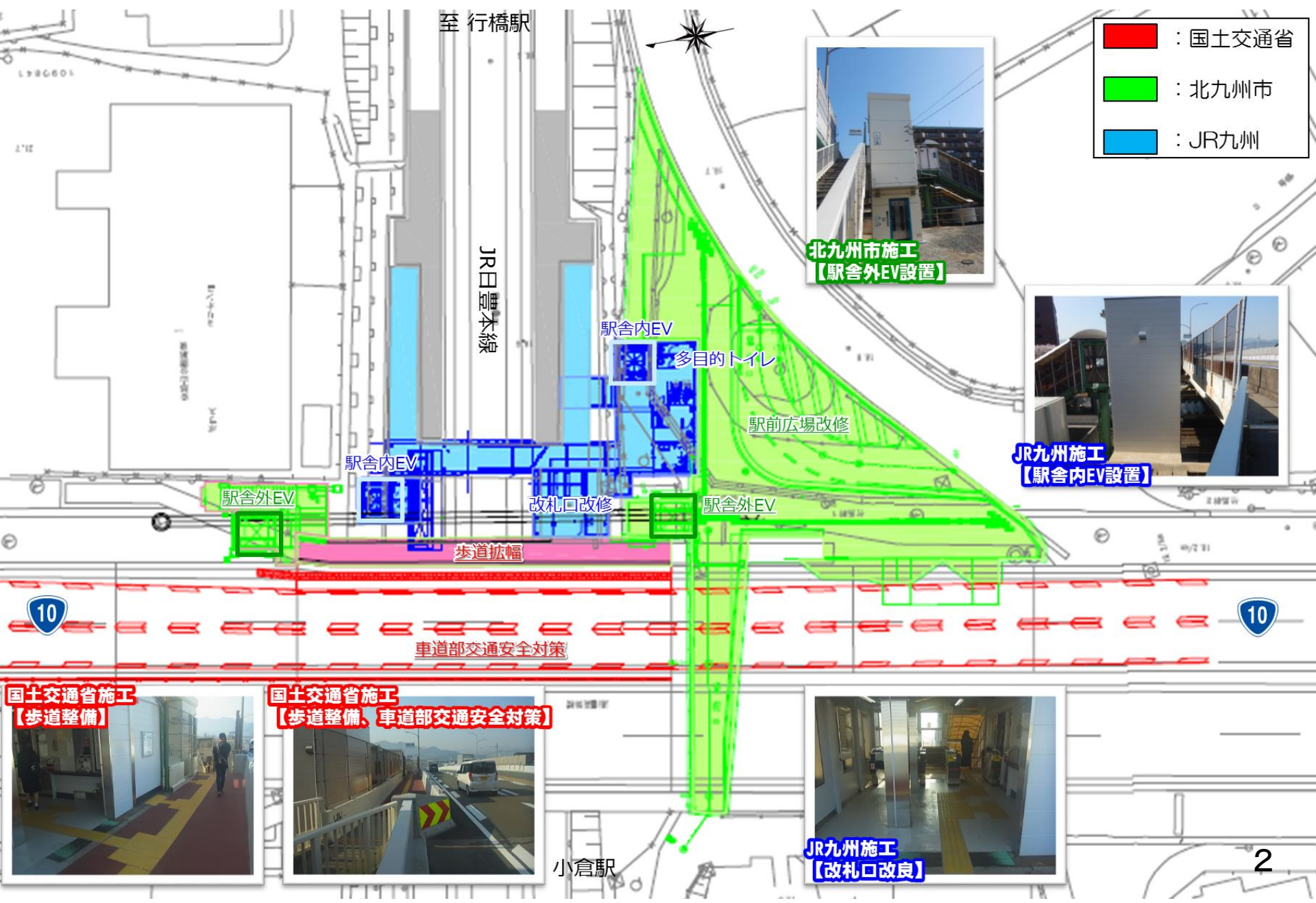


【九州地方整備局の整備内容】

- ・ 安部山公園駅前歩道の拡幅（1.5m→2.0m）、車道部の交通安全対策

【他機関の整備内容】

- ・ 北九州市：駅舎外のエレベーターの設置、駅前広場の改修
- ・ JR九州：駅舎内のエレベーターの設置、改札口改良及び多目的トイレの整備



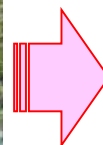


【トイレ建替内容】

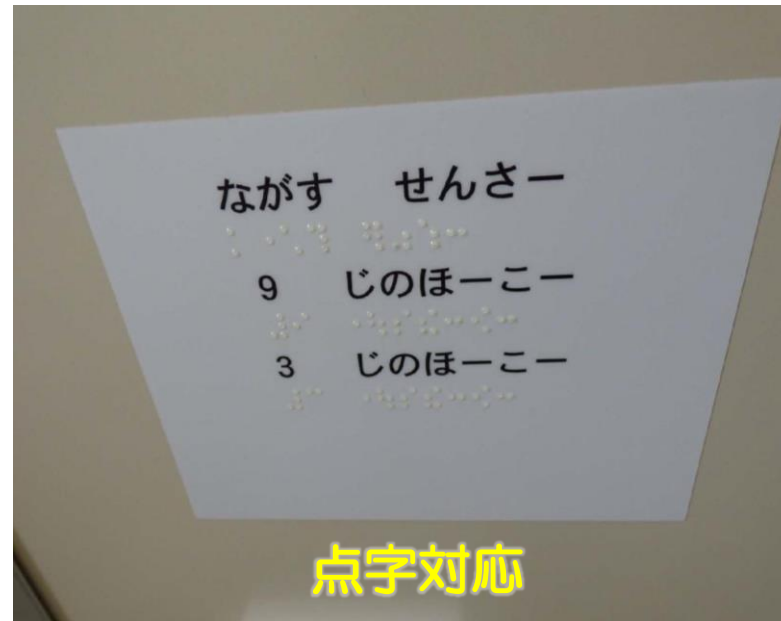
- 床の段差解消、シート仕上げ
- ゆったり出入りできる通路幅の確保
- 通路に手すり設置
- 多目的トイレに音声案内設置
- ピクトサインを点字対応



全景（建替前）



全景（建替後）



☆ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づく庁舎整備の取り組み

車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、オストメイト、周辺地域自治協議会の各団体の方々にご協力いただき、熊本地方合同庁舎整備の設計、施工及び運用段階で、案内サインや多機能トイレ等に対するご意見をいただくUDレビューを開催



☆UDレビューによる整備内容の改善例（多機能トイレ）

障がい者団体などの方々からいただいたご意見を反映



- ・九州技術事務所（久留米市）では、**バリアフリー比較体験施設**を整備。
- ・縁石の段差の違いや、道路勾配の違い、波打ち歩道等を一般の方が車イスで体験し、**「実際に体験して学び」「心のバリアを取り除く」**お手伝いをさせていただいている。

○設置施設

横断歩道と歩道との段差、歩道上の障害物、視覚障害者誘導用ブロックなど



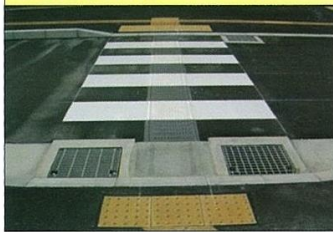
体験コースは9ブロックで形成、1周約260mの道路バリアフリー体験施設。

バリアフリー比較体験施設

⑤障害物(防護柵)



⑥障害物(グレーチング)



⑦障害物(電柱)



④スムーズ歩道、エスコートゾーン



③ 波打ち歩道



① 舗装材、視線誘導ブロック輝度比



⑧スロープ体験 縦断勾配(5%)



⑨幅員比較 縦断勾配(8%)



② 縁石の段差



建築物の委任条例の制定状況

バリアフリー法第14条に基づく条例について

改正バリアフリー法基本方針（建築物関係部分抜粋）

2018年10月19日 公布
2018年11月 1日 施行

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 (2) 国の講ずべき措置（設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等）

（略）、また建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

（略）なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。

地方条例について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能。
（※必要に応じ、多雪区域や中心市街地等、特定の区域に限定した基準の付加も可能。）

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（学校等）を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模（原則2,000㎡）未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20 （2018.10時点）

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

バリアフリー法第14条に基づく条例制定の状況 2018年10月時点

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模(表の規模以上)

制定自治体 (20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)				
	校 特別 支 援 学	療 病 所 院 又 は 診	等 場、劇 、 映 画 観 覧 館	公 集 会 会 場 又 は 堂	物 販 店 舗 等	旅 ホ 館 テル 又 是	官 公 庁 等	飲 食 店	学 校	事 務 所	宿 寄 宿 舎、 下 同 住 宅、	祉 保 ホ 育 所、 ム ーム 等 福	施 泳 設 場 等 運 動 水
岩手県	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—	2,000㎡※	—	—	—	—
山形県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	2,000㎡	—	—	—	—
埼玉県	全て	全て※	500㎡※	全て	200㎡※	200㎡	全て	200㎡	全て※	—	2,000㎡※	全て※	500㎡
東京都	全て	全て※	1,000㎡	全て※	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	2,000㎡※	全て	1,000㎡
世田谷区	全て	全て※	1,000㎡	全て※	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	—	1,000㎡※	全て	1,000㎡
練馬区	全て	全て※	1,000㎡	全て※	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	—	1,000㎡※	全て	1,000㎡
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	—	2,000㎡※	500㎡	—
横浜市	1,000㎡	全て	300㎡	※	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	—	—	全て	1,000㎡
川崎市	全て	全て※	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	2,000㎡※	全て	1,000㎡
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡※	—	—	—	—
長野県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—
高山市	全て	全て※	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	※	全て	—
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	—
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	3,000㎡	3,000㎡※	1,000㎡	—
大阪府	全て※	全て※	500㎡	全て※	200㎡※	1,000㎡	全て※	200㎡※	全て※	—	2,000㎡※	全て※	1,000㎡
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡※	全て	全て
鳥取県	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	—	全て	全て	全て
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	1,000㎡※	—	—	—	—
大分県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—
熊本県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	2,000㎡	—	—	—	—

※ 用途により対象規模が異なる